

計量業務概要

(令和元年度)



那覇市市民文化部
市民生活安全課

令和2年8月

目次

I	<u>那覇市の概要</u>	2
1	<u>市勢概要</u>	2
2	<u>計量行政の沿革</u>	2
3	<u>組織と職員</u>	2
II	<u>事業費（決算額）</u>	3
1	<u>歳入</u>	3
2	<u>歳出</u>	3
III	<u>事業概要</u>	4
1	<u>特定計量器定期検査</u>	4
(1)	<u>定期検査実績</u>	4
	<u>定期検査に使用する証紙</u>	5
(2)	<u>定期検査に代わる計量士による検査実績</u>	5
	<u>計量士名簿</u>	6
(3)	<u>令和元年度 器種別検査実績</u>	6
2	<u>立入検査</u>	7
(1)	<u>商品量目立入検査</u>	7
a	<u>商品量目立入検査実績</u>	7
b	<u>令和元年度 量目検査実績</u>	8
(2)	<u>特定計量器立入検査</u>	9
a	<u>メーター立入検査実績</u>	9
b	<u>令和元年度 メーター立入検査実績</u>	10
3	<u>普及啓発事業</u>	10
(1)	<u>パネル展</u>	10
(2)	<u>計量記念日事業</u>	11
IV	<u>検査器具</u>	12
V	<u>はかり定期検査等の手数料</u>	13

I 那覇市の概要

1. 市勢概要

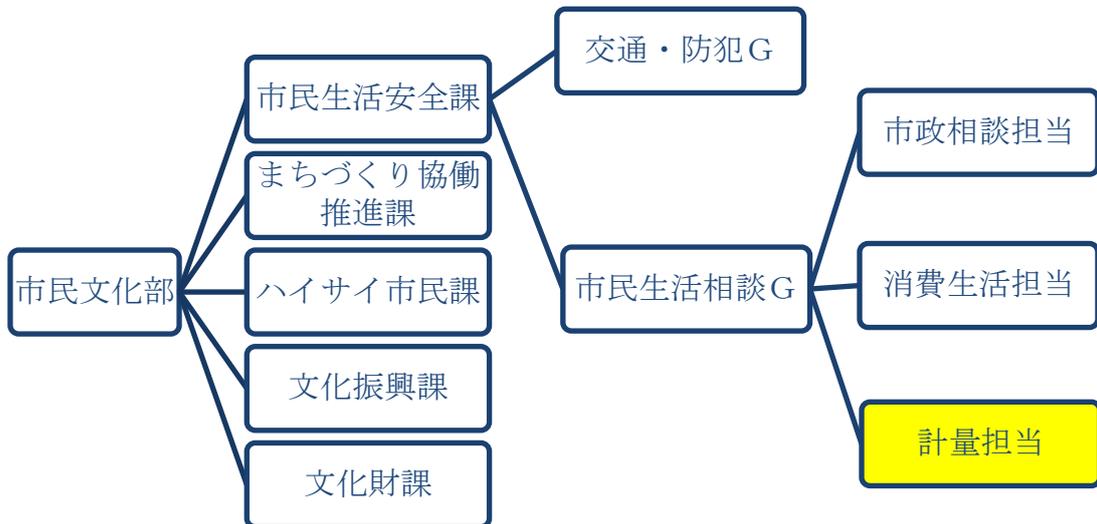
(1) 面積	39.99k m ²	(令和元年 10月 1日現在)
(2) 世帯数	154,769 世帯	(令和2年 3月 31日現在)
(3) 人口	321,183 人	(令和2年 3月 31日現在)
男	155,563 人	
女	165,620 人	
(4) 商店数	3,041 店	(平成26年 7月 1日現在 商業統計調査)
(5) 事業所数	17,995 事業所	(平成26年 7月 1日現在 経済センサス - 基礎調査)

2. 計量行政の沿革

1921年 (大正10年) 5月20日	那覇区・首里区に市制施行
1951年 (昭和26年) 6月7日	計量法公布 (昭和26年法律第207号)
1953年 (昭和28年) 11月27日	琉球計量法の公布
1972年 (昭和47年) 5月15日	計量法適用 (復帰特別措置法の規定による)
1992年 (平成4年) 5月20日	新計量法公布 (平成4年法律第51号)
1993年 (平成5年) 11月1日	新計量法施行
2013年 (平成25年) 4月1日	中核市に移行したことにより、計量法に基づく業務の一部を沖縄県から移譲 那覇市計量法関係手数料条例施行

3. 組織と職員

(令和2年4月1日現在)



II 事業費（決算額）

1. 歳入

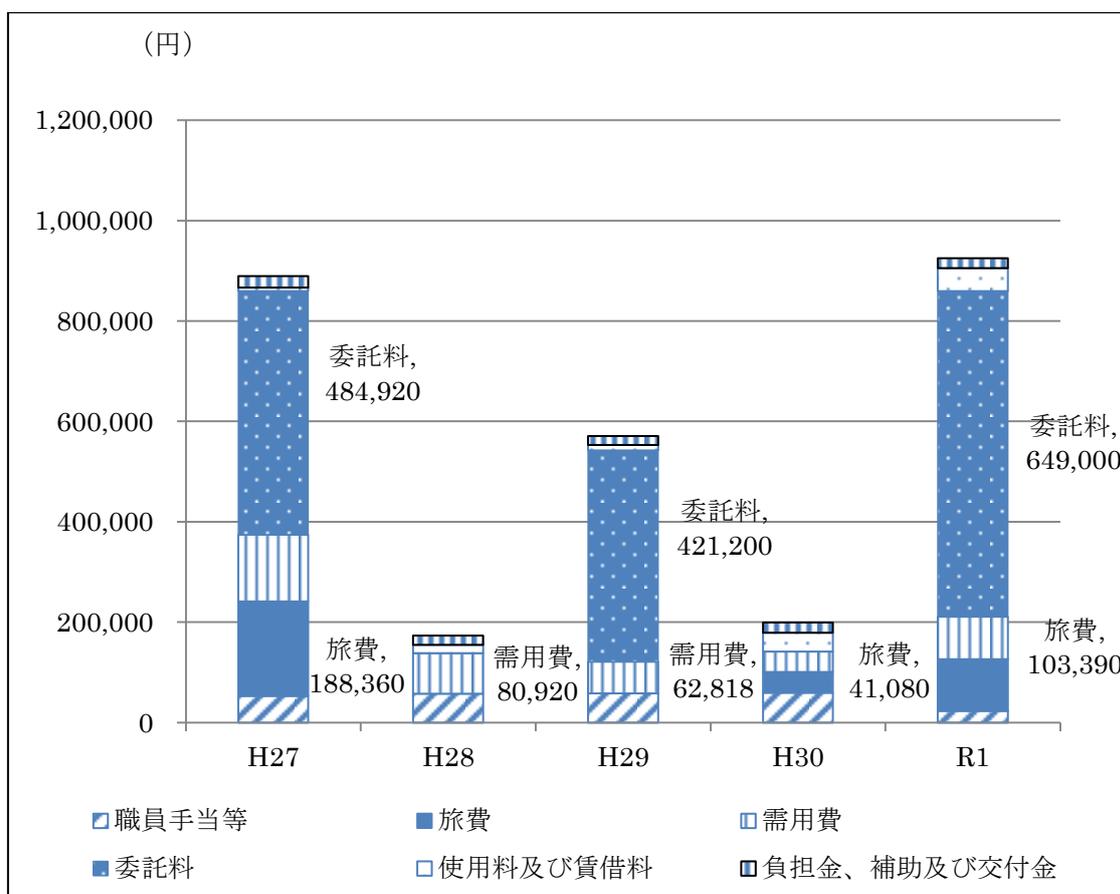
（単位：円）

科目	H27	H28	H29	H30	R1
定期検査手数料	110,050	未実施	107,800	未実施	120,100

2. 歳出

（単位：円）

科目	H27	H28	H29	H30	R1
職員手当等	53,410	57,543	58,701	59,898	23,328
旅費	188,360	0	0	41,080	103,390
需用費	133,024	80,920	62,818	40,680	84,286
委託料	484,920	0	421,200	0	649,000
使用料及び賃借料	6,970	16,840	10,450	37,880	45,420
負担金、補助及び交付金	18,000	18,000	20,000	20,000	20,000
計	884,684	173,303	573,169	199,538	925,424



Ⅲ 事業概要

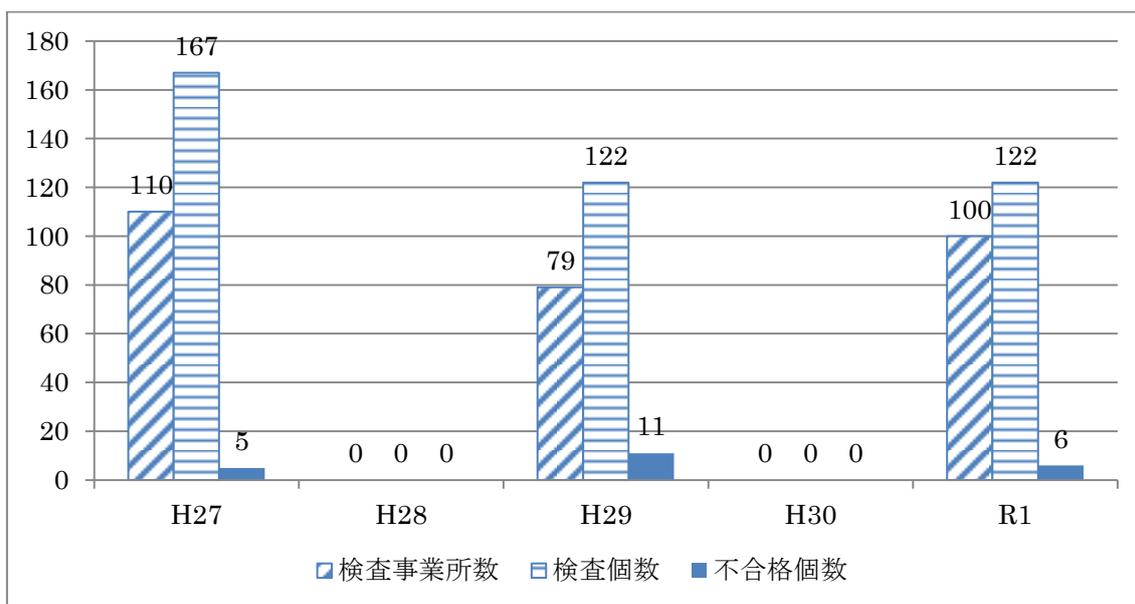
1. 特定計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、食料品店、商店、学校及び病院等で取引や証明に使用される特定計量器（はかり）について、計量法第19条の規定に基づき2年に1回奇数年度に定期検査を実施しています。

取引や証明に使用される特定計量器の使用者は、市が行う定期検査を受検しなければなりません。また、計量法第25条の規定により、定期検査に代わる計量士による検査も行われています。（代検査）

(1) 定期検査実績

	H27	H28	H29	H30	R1
検査事業所数	110	未実施	79	未実施	100
検査個数	167		122		122
不合格個数	5		11		6
不合格率	3.0%		9.0%		4.9%

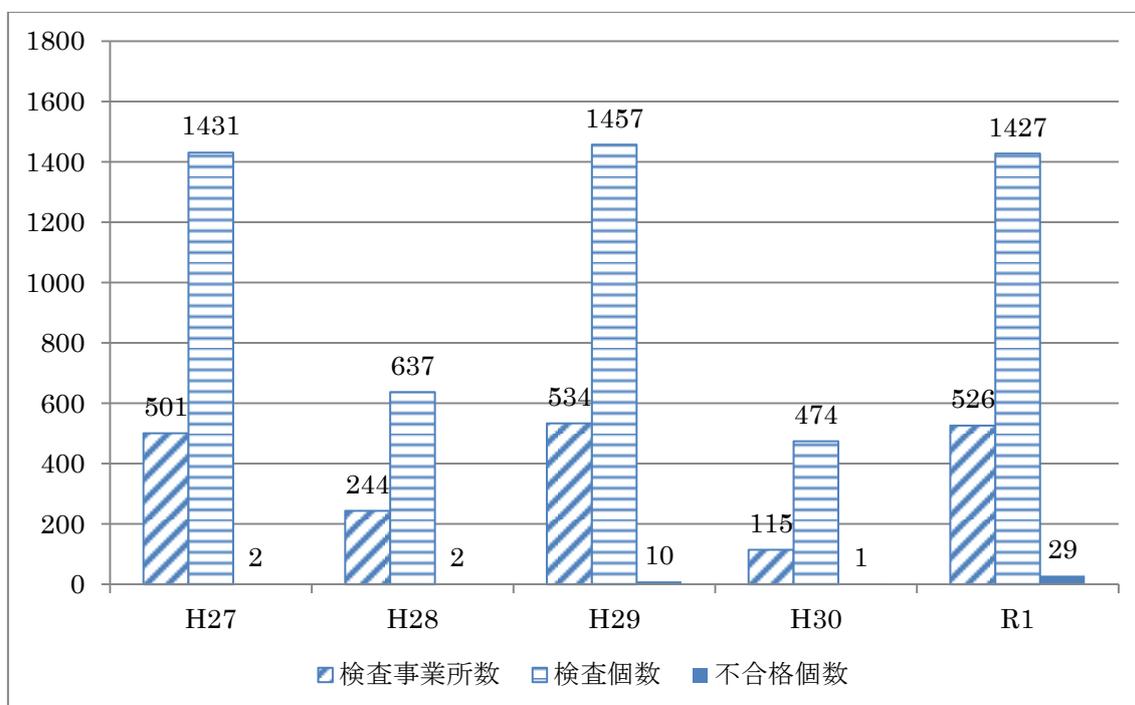


定期検査に使用する証紙

種別	合格シール	使用禁止シール
サイズ	直径 4.0 cm	縦 5.5 cm×横 4.0 cm
見本		

(2) 定期検査に代わる計量士による検査実績

	H27	H28	H29	H30	R1
検査事業所数	501	244	534	115	526
検査個数	1,431	637	1,457	474	1,427
不合格個数	2	2	10	1	29
不合格率	0.1%	0.3%	0.7%	0.2%	2.0%



代検査を実施している計量士（市に届出があるもの 令和2年4月1日現在）

計量士		
白川 忠一	仲里 光秀	上江洲 智志
照屋 寛俊	上江洲 直	高橋 正寿
翁長 良樹	上江洲 直人	又吉 洸太

(3) 令和元年度 器種別検査実績

器種	定期検査分		定期検査に代わる 計量士による検査	
	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
電気式はかり	58	2	999	22
手動天びん	0	0	0	0
等比皿手動はかり	0	0	2	0
棒はかり	0	0	0	0
その他の手動はかり	0	0	6	0
ばね式指示はかり	61	4	418	7
手動指示併用はかり	3	0	2	0
その他の指示はかり	0	0	0	0
分銅	0	0	0	0
定量おもり	0	0	0	0
定量増おもり	0	0	0	0
合計	122	6	1,427	29

電気抵抗線式はかり



手動指示併用はかり



ばね式はかり



2. 立入検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法第148条の規定により、スーパーや事業所等に立ち入り、店舗内で包装した特定商品の量目（内容量）検査や、特定計量器の検定証印の有無、構造検査、器差検査を実施し、有効期限も併せて確認します。

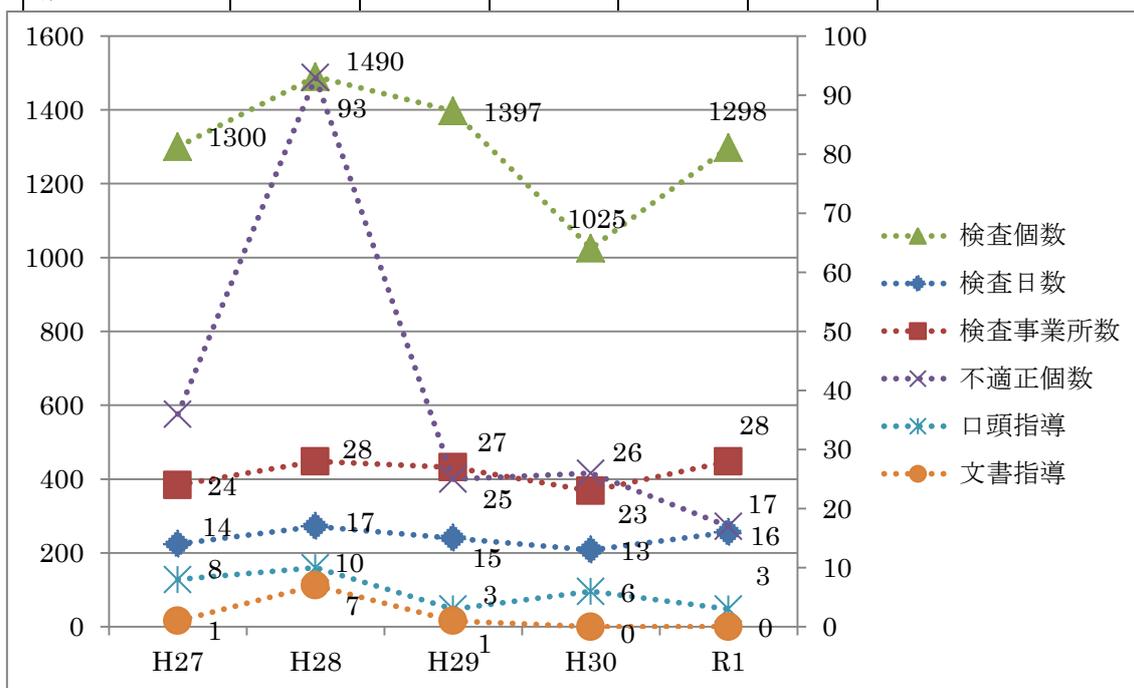
(1) 商品量目立入検査

全国計量行政会議適正計量委員会が作成した「全国一斉商品量目立入検査の実施計画」に基づき、商品の流通が盛んになる中元時期及び年末時期に特定商品を計量販売しているスーパー等へ立ち入り、商品（食肉・鮮魚・野菜・調理食品）の内容量が正確に計量、風袋引きされているか、量り売りに使用している計量器が正しく使用されているか抜き打ち検査を実施しました。

※風袋とは、パック商品のトレイやラップなどの包装、吸い取り紙、ワサビやたれ等の添え物などです。

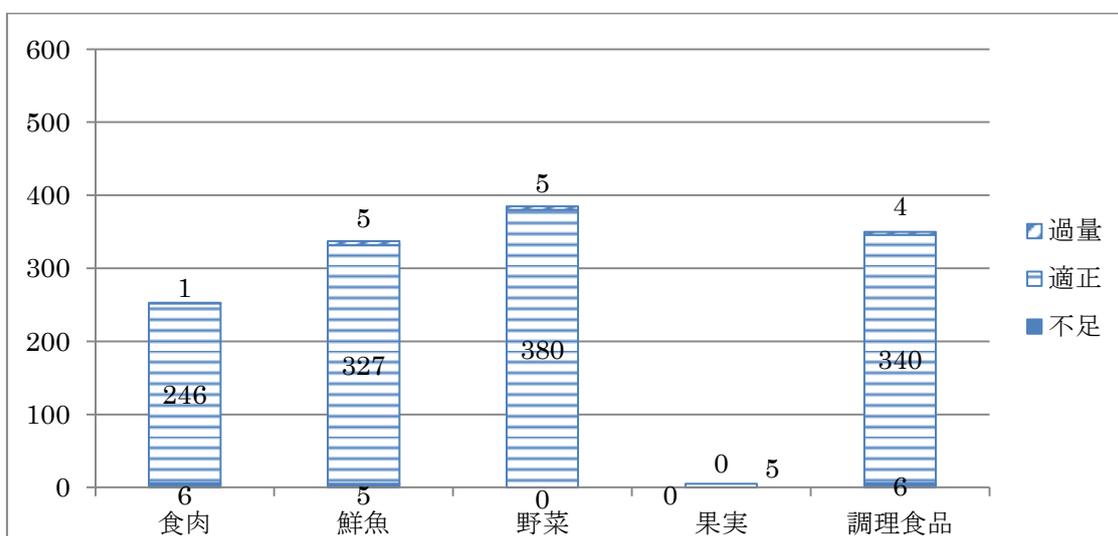
a. 商品量目立入検査実績

	H27	H28	H29	H30	R1
検査日数	14	17	15	13	16
検査事業所数	24	28	27	23	28
検査個数	1,300	1,490	1,397	1,056	1,298
不適正個数	36	93	25	26	17
不適正率	2.8%	6.2%	1.8%	2.5%	1.3%
口頭指導	8	10	3	6	3
文書指導	1	7	1	0	0
勧告	0	0	0	0	0



b. 令和元年度 量目検査実績

分類	時期	検査戸数	不適正戸数	検査個数	過量個数	正量個数	不足個数	不足率
食肉	前期	16	2	123	1	116	6	4.9%
	後期	17	0	123	0	123	0	0.0%
	小計	33	2	246	1	239	6	2.4%
鮮魚	前期	15	0	173	5	168	0	0.0%
	後期	18	1	154	0	149	5	3.2%
	小計	33	1	327	5	317	5	1.5%
野菜	前期	13	0	170	0	170	0	0.0%
	後期	14	0	210	5	205	0	0.0%
	小計	27	0	380	5	375	0	0.0%
果実	前期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後期	1	0	5	0	5	0	0.0%
	小計	1	0	5	0	5	0	0.0%
調理食品	前期	13	1	164	4	154	6	3.7%
	後期	13	0	176	0	176	0	0.0%
	小計	26	1	340	4	330	6	1.8%
	合計	120	4	1,298	15	1,266	17	1.3%

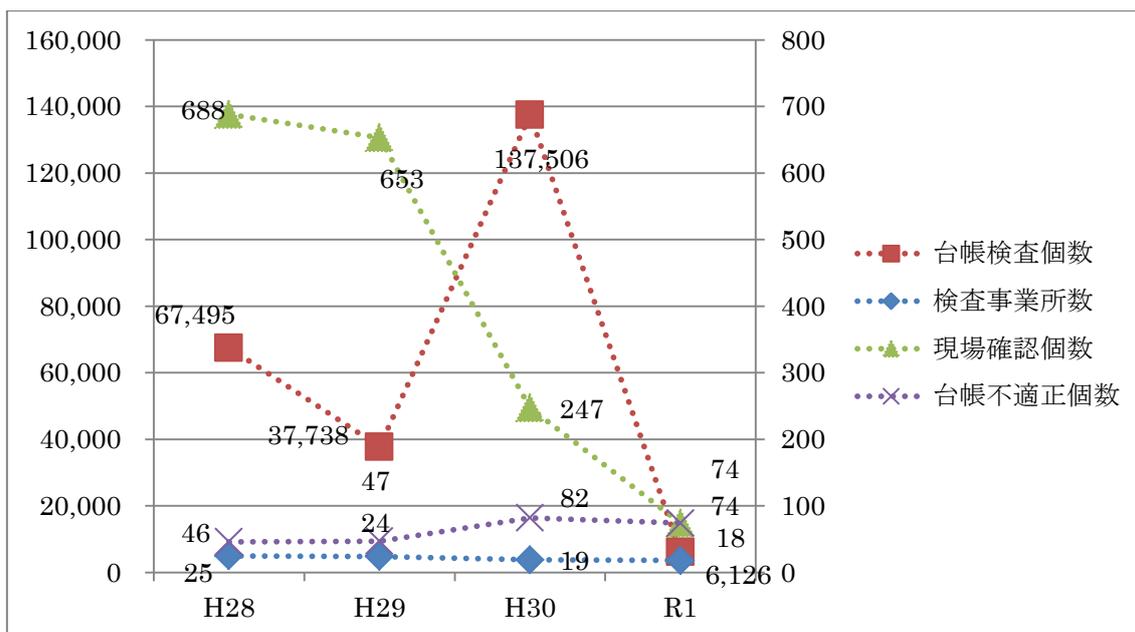


(2) 特定計量器立入検査

事業所等に立入り、電気・水道・ガスメーターの有効期限、検定証印及び台帳整備状況の確認検査を実施しました。

a. メーター立入検査実績

	H28	H29	H30	R1
検査事業所数	25	24	19	18
台帳検査個数	67,495	37,738	137,506	6,126
現場確認個数	688	653	247	267
台帳不適正個数	88	92	82	74
現場不適正個数	46	47	58	74
台帳不適正率	0.1%	0.2%	0.06%	1.2%
口頭指導	0	0	0	0
文書指導	4	3	7	7
勧告	0	0	0	0



電気メーター



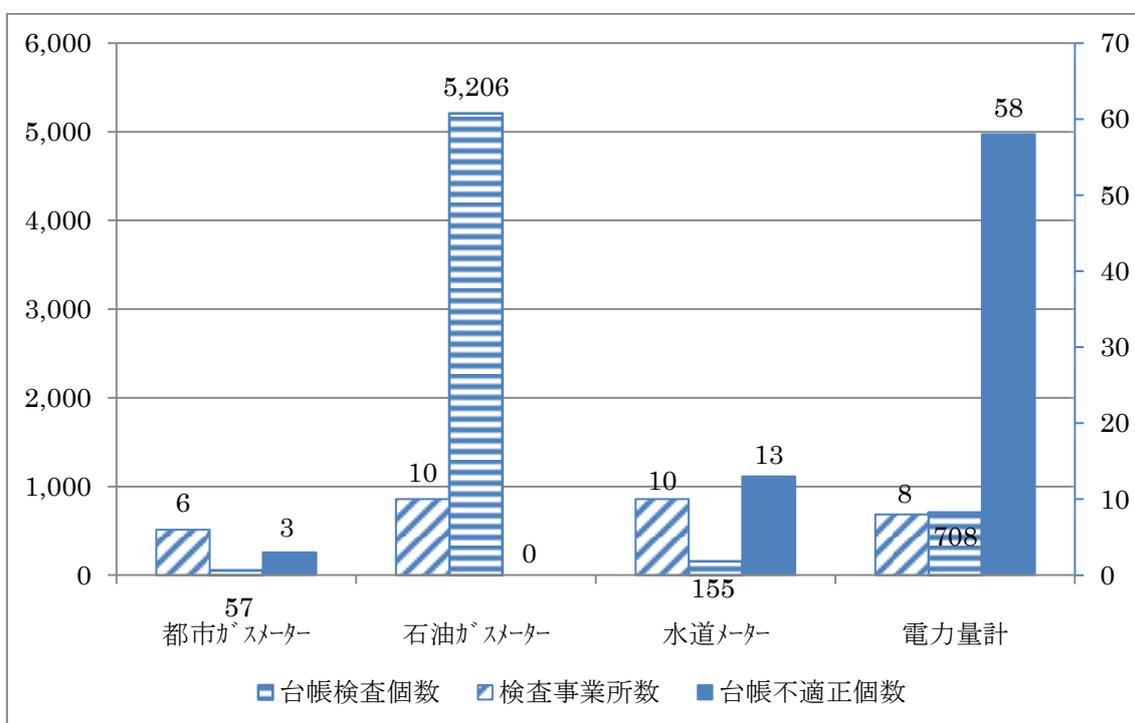
水道メーター



ガスメーター

b. 令和元年度 メーター立入検査実績

	検査 事業所数	台帳 検査個数	現場 検査個数	台帳 不適正 個数	現場 不適正 個数	台帳 不適正率
都市ガスメーター	6	57	31	3	3	5.2%
石油ガスメーター	10	5,206	44	0	0	0.0%
水道メーター	10	155	69	13	13	8.3%
電力量計	8	708	123	58	58	8.1%
合計	34	6,126	267	74	74	1.2%



3 普及・啓発事業

(1) パネル展

11月の計量強調月間にあわせて市役所本庁1階展示コーナーにて令和元年10月28日(月)から10月31日(木)までパネル展を開催しました。



(2) 計量記念日事業

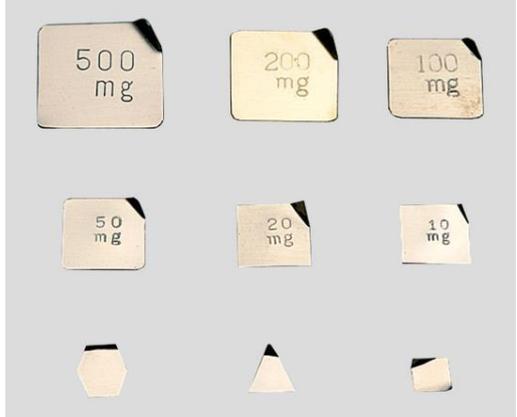
令和元年11月1日(金)、11月1日の計量記念日にちなんで開催された、「計量のひろば」(沖縄県及び沖縄県計量協会共催)に参加しました。



IV 検査器具

以下の分銅等の検査器具を保有しています。

種類		個数
1 級基準分銅	5k g	1
	2k g	2
	1k g	1
	500 g	1
	200 g	2
	100 g	1
	50 g	1
	20 g	2
	10 g	1
	5 g	1
	2 g	2
	1 g	1
	500m g	1
	200m g	2
	100m g	1
	50m g	1
	20m g	2
	10m g	1
5m g	1	
2m g	2	
1m g	1	
小計		28
2 級基準分銅	20k g	10
	10k g	5
	5k g	5
	2k g	3
	1k g	3
	500 g	3
小計		29
液体メーター用基準タンク	10 L	1
	5 L	1
小計		2
合計		59



V はかり定期検査等の手数料

那覇市計量法関係手数料条例(平成24年12月28日条例第39号)より抜粋。

別表(第2条関係)

手数料の区分	金額
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
イ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1,800円
ウ ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	2,200円
エ ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	3,100円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250円
(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	500円
イ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	900円
ウ ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1,500円
エ ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	2,100円
オ ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,700円
カ ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,900円
キ ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	10,700円
ク ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	15,000円
ケ ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	19,100円
コ ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	21,600円
サ ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	29,800円
シ ひょう量が50トンを超えるもの	51,200円
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10円

備考 この表の第1項の非自動はかりについては、最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、手数料の額は、同項各号に掲げる金額の2倍の額とする。